



本 所 〒915-0242 越前市粟田部町第11号9番地

0778-43-0877

味真野支所 〒915-0023 越前市池泉町20字17番1

0778-27-1110

白 山 支 所 〒915-1233 越前市菖蒲谷町第19号8番地の6

0778-28-1359

<http://www.echizensi-shokokai.jp/>

第4回 通常総代会を開催

5月28日(金)午後6時から越前市社会福祉センターにおいて通常総代会を開催。平成21年度の事業報告並びに収支決算、平成22年度事業計画案並びに収支予算案、一時借入限度額、運営規約の一部改正、欠員に伴う役員選任について審議、原案通り承認されました。

役員の補充は、味真野支部の石本守氏、同じく菘輪治実氏、建設業部会から関剛摩氏が新たな理事に選任されました。任期は現役員と同じ、平成24年度の総代会までです。

商工会法が制定され50周年の今年、「商工会は行きます、聞きます、提案します、会員満足向上運動」の下に、22度も昨年同様に、管内事業者への支援強化や会員サービスの向上に取り組みます。又、各支部の会議及び各事業へも積極的に参加します。よろしくお願いします。

平成22年度重点事業

巡回窓口指導の強化

巡回指導を積極的に実施します。

新規会員の加入促進

小規模事業者の支援の為に、未加入及び創業をした事業所に対して商工会事業を積極的にアピールして加入に努めます。

知的財産権取得に関する支援

特許、実用新案、意匠、商標に出願した会員事業所に対して、1会員あたり2万円(上限)を助成します。

情報提供等による会員支援策の実施

商工会だより、商工会ふくい、経営に関する各種資料を会員に提供します。

会費、手数料、各種共済等の減少により、自己財源が不足しています。よって役職員が団結して、自主財源50%を確保する為に努力します。



【越前市から会員の皆様へのお願い】

10月発行予定「越前市くらしの便利帳」に広告協賛を！

越前市では、市制施行5周年記念事業として、㈱サイネックスと共同で、市の仕事や窓口案内などの行政情報、歴史や観光などの地域情報を掲載した市民生活に役立つ情報誌「越前市くらし便利帳」を発行し、市内全世帯に配布します。

つきましては、発行、配布費用に充てさせていただくため、皆様の広告協賛をお願いします。

㈱サイネックスの社員が、6月上旬から広告協賛のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

お問合せ先

・広告について ㈱サイネックス

Tel 0776-34-6566

・内容について 越前市秘書広報課広報広聴室

Tel 0778-22-3428

「きんゆう特別相談コーナー」を開設

日本政策金融公庫による、夏期事業資金を必要とする事業所に対して、金融特別相談(1日公庫)を開催します。相談を希望される事業所の方は、下記の必要書類を準備して、越前市商工会本所までお越し下さい。

必要書類

1. 過去二期(21年度20年度)の決算書、申告書
2. 決算後6ヶ月を経過している場合は直近の試算表
3. 借入金の確認が出来るもの
4. 会社の登記簿謄本(法人の場合)
5. 設備資金の場合は見積書が必要
6. 納税状況を確認出来る書類(所得税・消費税・市県民税等)

開催日時 平成22年6月23日(水曜日) 午前10時より

場 所 越前市商工会 本所(越前市粟田部町 11-9)

時間等が重なる事がありますので、商工会まで事前にご連絡下さい。

豪華旅行券が当たる!

50周年特別キャンペーン実施中

〈 商工貯蓄共済ご加入について 〉 小さな掛金・大きな安心

商工会の会員及びその家族・従業員ならば誰でも加入出来る!

(但し、モデルによっては生命保障の対象となる年齢が5歳7カ月から70歳6カ月迄と制限があります)

商工貯蓄共済の「5つの特長」

1. **自己資本の充実**が図られます。
毎月の掛金の大部分が貯蓄積立金となります。(保険料にまわる掛金はわずかです。)
2. **大きな保障**が得られます。
安価な保険料で大きな保障が受けられます。(死亡保険金等の特約部分は年払掛金です。)
万一の場合は共済金とそれまでの積み立て金と一緒に支給されます。
3. **家族、従業員の福祉**にも役立ちます。
同じ保障が、家族、従業員の方も受けることができます。
4. **低利な融資**が受けられます。
積立金の額により、事業資金が必要な方に、簡単な手続きで(範囲内借入れの場合)低金利で融資が受けられます。(従来の2倍以内の普通借入れもあります)
5. **商工会の組織の強化**にも役立ちます。
加入していただく事で、組織の強化が図られ、商工会活動も一層活発になります。

その他に病気、ケガに関係なく生前給付特約金(余命6ヶ月以内と判断されたら)をお支払いいたします。

(申請時にお申し出下さい。)